

広島県告示第八百五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十一年九月十七日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年九月三日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道安芸津下三永線	東広島市安芸津町三津字西石指四七四〇番三地从先から東広島市安芸津町三津字西石指四七四八番地先まで	平成二十一年九月三日